

糸魚川市カーボンニュートラル化対象ガス供給規程

(趣旨)

第1条 この規程は、糸魚川市ガス供給条例（平成28年糸魚川市条例第50号。以下「条例」という。）第11条の3の規定によるカーボンニュートラル化対象ガス（以下「対象ガス」という。）の供給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 選択契約 条例第20条に規定する選択供給条件によるガスの使用に関するガスの小売供給契約をいう。
- (2) 大口契約 条例第21条に規定するガスの小売供給契約をいう。
- (3) 主契約 前2号に規定する契約に附帯して締結する契約（以下「附帯契約」という。）の対象となるガスの小売供給契約をいう。

(適用条件)

第3条 対象ガスは、次の各号に掲げる条件のいずれにも該当する場合に附帯契約を締結し、供給することができる。

- (1) ガスを使用する建物が、ガスを使用する建物ごとの区分を定める件（昭和60年通商産業省告示第461号）第1条の表に定める建物区分のうち、一般集合住宅及び一般住宅以外の建物区分に該当する建物で、主契約として大口契約又は選択契約の締結をし、又は申込みをしていること。
- (2) 対象ガスの年間予定使用量が、1年につき1,000立方メートル以上であること。

(申込み)

第4条 対象ガスの供給を受けようとする者は、あらかじめ条例及びこの規程の規定を承諾の上、カーボンニュートラル化対象ガス供給申込書（別記様式）に対象ガスの使用計画を記載した書類を添えて管理者に提出しなければならない。

(契約)

第5条 管理者は、前条の申込書の提出があったときはこれを審査し、第3条に規

定する適用条件に適合するときは申込者との間で附帯契約を締結するものとする。

2 前項の附帯契約は、その契約期間を5年以内とし、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 契約期間における年度ごとの年間契約量
- (2) 料金
- (3) 料金算定の基礎となる使用量
- (4) カーボンクレジット数量の算出方法
- (5) その他管理者が必要と認める事項
(名義の変更)

第6条 糸魚川市ガス供給条例施行規程(平成29年ガス水道局告示第8号。以下「条例施行規程」という。)第9条の規定により主契約の名義の変更をしたときは、附帯契約の名義の変更があったものとみなす。

(解約)

第7条 使用者が対象ガスの使用を廃止しようとするときは、廃止を希望する日の3か月前の月の末日までにその期日を管理者に書面により通知し、廃止を希望する日の末日をもって解約することができる。

2 前項の規定にかかわらず、条例施行規程第10条の規定により主契約を解約したときは、附帯契約の解約があったものとみなす。

(証書の交付)

第8条 管理者は、契約期間中に使用した対象ガスについて、対応するカーボンクレジットが無効化したことを認定する証書を、ガスの供給を行った年度の翌年度の6月末日までに契約者に交付するものとする。ただし、管理者が別に定める算出方法により算出した当該年度のカーボンクレジット数量が1トンに満たなかった場合はこの限りでない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。